学 労働調査会発行

芳働基準広報 2019 No.1982 1/21

CONTENTS

特集 働き方改革関連法(改正安衛法関連)の内容 ―― 6

面接指導の対象を時間外・休日労働が 月80時間を超えた場合に拡大

4月1日施行の改正労働安全衛生法では、労働安全衛生規則を改正し、面接指導の対象者を「週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超えた者」から、「当該超えた時間が1月当たり80時間を超えた者」に拡大している。また、労働基準法の労働時間等の規定の適用が除外される「高度プロフェッショナル制度の対象者」及び時間外労働の上限規制が適用除外となる「新技術・新商品等の研究開発業務に従事する労働者」について、週40時間を超える労働時間(健康管理時間)が月100時間を超える労働者に対して、医師による面接指導を行うことを事業者に義務付け、違反には罰則を科すとしている。

●転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉─ 14 第45講 2つの最高裁判決と同一労働同一賃金③今後の非正規労働者の活用には人的にも 経済的にも相応のコスト生じる

(北海学園大学法学部教授・弁護士 淺野高宏)

■裁判例から学ぶ予防法務〈第48回〉── 20名港陸運事件

(名古屋地裁 平成30年1月31日判決)

胃がん等の私傷病休職後の復職拒否・退職扱いの適法性

「がんは不治の病」等との認識から 復職拒否や退職扱いをしないように

(弁護士・井澤慎次)

●労働保険審査会の裁決事例に学ぶ② ―― 34

新 SEが自殺した。

精神障害を発症していたか否か

〜職責重く、総括・検証・折衝などで 時間外が一気に倍増する中〜 (労働評論家・飯田康夫)

NFWS

(労働保険料等の一部の申告書の提出手続を変更)大法人には32年4月から電子申請を義務化/(厚労省・電話相談の結果まとめる)「長時間・過重労働」の相談が最も多く204件/ほか

●労働局ジャーナル -

26

滋賀労働局長が他企業の模範となる 「ベストプラクティス企業」を訪問

〔滋賀労働局〕

●2019年 厚生労働行政の抱負────労働基準局長 坂口卓

●本誌読者アンケート — 37●連載 労働スクランブル(明) (労働評論家・飯田康夫) — 40●労務資料 平成29年 派遣労働者実態調査結果① ~事業所調査~ — 42●わたしの監督雑感 岡山・新見労働基準監督署長 須々木竜紀 — 54●今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(37ページ)

回答者-

労務相談室

雇用保険法 〔身分変更に伴う給与体系変更で当月給与0円〕高年齢雇用継続給付は ― 48 社労士・青木明美

解雇・退職 [意識不明のまま休職期間満了する者への] 解雇の意思表示の方法は — 50 弁護士・岡村光男解雇・退職 [入社して1週間後に退職の電話] 給与辞退したいというが — 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

http://rouki.chosakai.ne.jp/

本誌ご購読の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内